

株券等の保管及び振替に関する法律施行規則（昭和五十九年法務省・大蔵省令第一号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第二章の二 新株予約権付社債券に関する口座簿の記載等（第十条の二の二 第十条の五）</p> <p>第四章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（指定の申請等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第三条の二第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 主要株主（総株主の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）（第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。以下同じ。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第三章の二 転換社債券に関する口座簿の記載等（第十条の二 第十条の五）</p> <p>第四章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（指定の申請等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第三条の二第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 主要株主（発行済株式）議決権のあるものに限る。次号において同じ。）の総数の百分の十以上の株式）議決権のあるものに限る。次号において同じ。）を有している株主をいう。以下同じ。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその持株数を記載した書面</p>

二 親法人（保管振替機関の総株主の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。以下同じ。）及び子法人（保管振替機関が総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。以下同じ。）の概要を記載した書面
三七八（略）

第二条の二 法第三条の二第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）×六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2| 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、日本工業規格×六二二五に規定する方式
- 二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格×〇六〇五に規定する方式

3| 第一項の電磁的記録には、日本工業規格×六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない

二 親法人（保管振替機関の過半数の株式（発行済株式の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式をいう。以下同じ。）を所有している法人その他の団体をいう。以下同じ。）及び子法人（保管振替機関が過半数の株式を所有している法人その他の団体をいう。以下同じ。）の概要を記載した書面

三七八（略）

（新設）

らな。

一 申請者の商号

二 申請年月日

(業務及び財産に関する報告書の提出)

第六条の六 法第七条の二第一項の規定による保管振替機関が作成すべき業務及び財産に関する報告書は、商法第二百八十一条第一項に掲げるものとする。

2 前項の業務及び財産に関する報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〜三 (略)

四 主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

3 (略)

(特定合併の認可申請)

第六条の十二 (略)

2 法第十条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〜九 (略)

十 特定合併後の保管振替機関の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

(業務及び財産に関する報告書の提出)

第六条の六 法第七条の二第一項の規定による保管振替機関が作成すべき業務及び財産に関する報告書は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十一条第一項に規定する書類とする。

2 前項の業務及び財産に関する報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〜三 (略)

四 主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその持株数を記載した書面

3 (略)

(特定合併の認可申請)

第六条の十二 (略)

2 法第十条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〜九 (略)

十 特定合併後の保管振替機関の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその持株数を記載した書面

十一～十七 (略)

3| 法第十条第四項(法第十一条第四項、第十一条の四第四項及び第十二条第四項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第一条の二に掲げる電磁的記録とする。

(新設分割の認可申請)

第六条の十三 (略)

2 法第十一条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～九 (略)

十 設立会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

十一～十七 (略)

(吸収分割の認可申請)

第六条の十四 (略)

2 法第十一条の四第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～九 (略)

十 承継会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

十一～十七 (略)

十一～十七 (略)

(新設)

(新設分割の認可申請)

第六条の十三 (略)

2 法第十一条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～九 (略)

十 設立会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその持株数を記載した書面

十一～十七 (略)

(吸収分割の認可申請)

第六条の十四 (略)

2 法第十一条の四第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～九 (略)

十 承継会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその持株数を記載した書面

十一～十七 (略)

(営業譲渡の認可申請)

第六条の十五 (略)

2 法第十二条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〜九 (略)

十 譲受会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

十一〜十七 (略)

(顧客口座簿の記載事項又は記録事項)

第七条 (略)

2 法第十五条第三項(法第十七条第三項、第十七条の二第三項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものである。

(参加者口座簿の記載事項又は記録事項)

第八条 (略)

(機関口座簿の記載事項又は記録事項)

第八条の二 (略)

(営業譲渡の認可申請)

第六条の十五 (略)

2 法第十二条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〜九 (略)

十 譲受会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその持株数を記載した書面

十一〜十七 (略)

(顧客口座簿の記載事項)

第七条 (略)

(新設)

(参加者口座簿の記載事項)

第八条 (略)

(機関口座簿の記載事項)

第八条の二 (略)

〔信託財産表示の記載又は記録〕

第九条 第七条第二号又は第八条第二号に掲げる事項の記載又は記録は、委託者又は受託者からの請求によつてする。

(削る)

〔電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法〕

第十条の二 法第三十二條第七項第二号(法第三十九條第六項において準用する場合を含む。)及び第八項第二号(法第三十九條第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

〔信託財産表示の記載〕

第九条 第七条第二号又は第八条第二号に掲げる事項の記載は、委託者又は受託者からの請求によつてする。

第三章の二 転換社債券に関する口座簿の記載等

〔転換社債券について法第三章の規定を準用する場合の読替え〕

第十条の二 転換社債券について法第三十九條第一項及び第二項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、同章の規定(第二十条第一項、第三十一條第二項から第四項まで及び第三十二條第三項を除く。)中「株式」とあるのは「転換社債」と、「種類」とあるのは「回号」と、「数」とあるのは「券面の総額」と、「預託株券」とあるのは「預託転換社債券」と、「第十五條第一項」とあるのは「第三十九條第一項において準用する第十五條第一項」と、「株主」とあるのは「転換社債権者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十六條第一項	前條第二項第一号、第二号及び第四号	第三十九條第一項において準用する前條第二

	第十六条第二項	第十六条第三項	第十七条第二項	第二十条第一項	第二十八条第三項
	第二十八条	第二十三条	第十四条第一項	預託株券が轉換株式に係るものであるときは	前二項
項第一号、第二号及び第四号	第三十九条第一項において準用する第二十八条第一項又は第三項	第三十九条第一項において準用する第二十三条	第三十九条第一項において準用する第十四条第一項	轉換社債券の預託を受けているときは	第一項
				株式の	轉換社債の

	<p>第二十六条第三項</p>	<p>第三十九条第一項において準用する第二十六条第三項</p>
<p>第三十一条第二項</p>	<p>第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求又は第二十一条の規定による新株の引受権の行使</p>	<p>第三十九条第二項において準用する第二十条の規定による転換の請求</p>
<p>第三十一条第三項</p>	<p>前二項</p>	<p>前項</p>
<p>第三十一条第四項</p>	<p>預託し、又は預託することとなるべき株券</p>	<p>預託することとなるべき株券</p>
	<p>第一項又は第二項</p>	<p>第二項</p>
<p>第三十二条第三項</p>	<p>第十九条又は前条第二項</p>	<p>第三十九条第二項において準用する前条第二項</p>

第三章の二 新株予約権付社債券に関する口座簿の記載等

(新株予約権付社債券について法第三章の規定を準用する場合の読替え)

第十條の二の二 新株予約権付社債券について法第三十九條第一項及び第二項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第二十條第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものである」とあるのは「新株予約権付社債券の預託を受けている」と、「申出」とあるのは「新株の発行価額の全額を提出してする申出」と、「転換の請求」とあるのは「新株予約権の行使」と、同条第三項中「転換の請求により発行された株式」とあるのは「新株予約権の行使により発行された株式」と、法第三十一條第二項中「第二十條若しくは第二十一條の規定による転換の請求又は第二十二條」とあるのは「第二十條」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託する」とあるのは「預託する」と読み替えるものとするほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

(新設)

(新設)

第二十八条(第二項を除く。)	前二項	第一項
第三十一条(第一項を除く。)	前二項	前項
	第一項又は第二項	第二項
	旨又は第一項の株式の数の減少	旨
第三十二条(第四項に限る。)	第十九条又は前条第二項	前条第二項

(顧客口座簿の記載事項又は記録事項)

第十条の三 法第三十九条第一項において準用する法第十五条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で新株予約権付社債券に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 新株予約権付社債券の数の増減の原因
- 二 保管振替機関に預託した顧客の新株予約権付社債券が信託財産であること
- 三 保管振替機関に預託した顧客の新株予約権付社債券に関する処分の制限に関する事項

(顧客口座簿の記載事項)

第十条の三 法第三十九条第一項において準用する法第十五条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で転換社債券に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 転換社債券の券面の総額の増減の原因
- 二 保管振替機関に預託した顧客の転換社債券が信託財産であること
- 三 保管振替機関に預託した顧客の転換社債券に関する処分の制限に関する事項

〔参加者口座簿の記載事項又は記録事項〕

第十条の四 法第三十九条第一項において準用する法第十七条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で新株予約権付社債券に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 新株予約権付社債の数の増減の原因
- 二 参加者自己分の預託新株予約権付社債券が信託財産であることの表示
- 三 参加者自己分の預託新株予約権付社債券に関する処分の制限に関する事項

〔機関口座簿の記載事項又は記録事項〕

第十条の四の二 法第三十九条第一項において準用する法第十七条の二第二項に規定する主務省令で定める事項で新株予約権付社債券に係るものは、新株予約権付社債の数の増減の原因とする。

（準用規定）

第十条の五 第九条の規定は、第十条の三第二号又は第十条の四第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用する。

〔顧客口座簿の記載事項又は記録事項〕

第十一条（略）

〔参加者口座簿の記載事項〕

第十条の四 法第三十九条第一項において準用する法第十七条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で転換社債券に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 転換社債の券面の総額の増減の原因
- 二 参加者自己分の預託転換社債券が信託財産であることの表示
- 三 参加者自己分の預託転換社債券に関する処分の制限に関する事項

〔機関口座簿の記載事項〕

第十条の四の二 法第三十九条第一項において準用する法第十七条の二第二項に規定する主務省令で定める事項で転換社債券に係るものは、転換社債の券面の総額の増減の原因とする。

（準用規定）

第十条の五 第九条の規定は、第十条の三第二号又は第十条の四第二号に掲げる事項の記載について準用する。

〔顧客口座簿の記載事項〕

第十一条（略）

〔参加者口座簿の記載事項又は記録事項〕

第十二条（略）

〔機関口座簿の記載事項又は記録事項〕

第十二条の二（略）

（新株引受権証書について法第二十条を準用する場合の読替え）

第十三条 新株引受権証書について法第三十九条第二項の規定により法第二十条の規定を準用する場合には、同条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものであるときは」とあるのは「新株引受権証書の預託を受けているときは」と、「申出」とあるのは「新株の発行価額の全額を保管振替機関に提出してする申出」と、同項中「株式の転換の請求」とあり、及び同条第三項中「転換の請求」とあるのは「新株引受権証書による株式の申込み」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第十四条 第九条の規定は第十一条第二号又は第十二条第二号に掲げる事項の記載又は記録について、第十条第一項の規定は法第三十九条第二項において準用する法第三十一条第三項に規定する主務省令で定める場合で新株引受権証書に係るものについて、第十条第二項の規定は法第三十九条第三項において準用する法第三十一条第四項に規定する主務省令で定める場合で新株引受権証書に係るものにつ

〔参加者口座簿の記載事項〕

第十二条（略）

〔機関口座簿の記載事項〕

第十二条の二（略）

（新株引受権証書について法第二十条を準用する場合の読替え）

第十三条 新株引受権証書について法第三十九条第二項の規定により法第二十条の規定を準用する場合には、同条第一項中「預託株券が転換株式に係るものであるときは」とあるのは「新株引受権証書の預託を受けているときは」と、「申出」とあるのは「新株の発行価額の全額を保管振替機関に提出してする申出」と、同項中「株式の転換の請求」とあり、及び同条第三項中「転換の請求」とあるのは「新株引受権証書による株式の申込み」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第十四条 第九条の規定は第十一条第二号又は第十二条第二号に掲げる事項の記載について、第十条第一項の規定は法第三十九条第二項において準用する法第三十一条第三項に規定する主務省令で定める場合で新株引受権証書に係るものについて、第十条第二項の規定は法第三十九条第三項において準用する法第三十一条第四項に規定する主務省令で定める場合で新株引受権証書に係るものについて、そ

いて、それぞれ準用する。

〔顧客口座簿の記載事項又は記録事項〕

第十四条の三（略）

〔参加者口座簿の記載事項又は記録事項〕

第十四条の四（略）

〔機関口座簿の記載事項又は記録事項〕

第十四条の四の二（略）

（準用規定）

第十四条の四の三 第九条の規定は、第十四条の三第二号又は第十四条の四第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用する。

（資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券について法第三章の規定を準用する場合の読替え）

第十四条の五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する優先出資証券（以下この章において「優先出資証券」という。）について法第三十九条第一項及び第三項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定中「株式」とあるのは「優先出資」と、「会社」とあるのは「特定目的会社」と、「数」とあるのは「口数」と、「預託株券」とあるのは「預託優先出

れぞれ準用する。

〔顧客口座簿の記載事項〕

第十四条の三（略）

〔参加者口座簿の記載事項〕

第十四条の四（略）

〔機関口座簿の記載事項〕

第十四条の四の二（略）

（準用規定）

第十四条の四の三 第九条の規定は第十四条の三第二号又は第十四条の四第二号に掲げる事項の記載について準用する。

（資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券について法第三章の規定を準用する場合の読替え）

第十四条の五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する優先出資証券（以下この章において「優先出資証券」という。）について法第三十九条第一項及び第三項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定中「株式」とあるのは「優先出資」と、「会社」とあるのは「特定目的会社」と、「数」とあるのは「口数」と、「預託株券」とあるのは「預託優先出

「資証券」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する第十五条第一項」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「保管振替機関名義株式」とあるのは「保管振替機関名義優先出資」と、「商法第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十四条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項」と、「発行済株式の総数」とあるのは「発行済優先出資の総口数」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。ただし、法第三十二条第七項中「株主」とあるのは「特定社員、優先出資社員」と読み替えるものとする。

第三十条第二項	(略)	(略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)	(略)			
第三項	商法第二百六十三条	資産の流動化に関する法律第七十条第二項及			

「資証券」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する第十五条第一項」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「保管振替機関名義株式」とあるのは「保管振替機関名義優先出資」と、「商法第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十四条第二項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項」と、「発行済株式の総数」とあるのは「発行済優先出資の総口数」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。ただし、法第三十二条第六項中「株主」とあるのは「特定社員、優先出資社員」と読み替えるものとする。

第三十条第二項	(略)	(略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)	(略)			
第二項	商法第二百六十三条	資産の流動化に関する法律第七十条第三項			

	(略)	(略)	ひ第三項
第三十二条第四項	第十九条又は前条第二項	第三十九条第三項において準用する第十九条	(略)
第三十二条第五項	前条第五項	第三十九条第三項において準用する前条第五項	(略)

(顧客口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の六 (略)

(参加者口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の七 (略)

(機関口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の七の二 (略)

(準用規定)

第十四条の九 第九条の規定は、第十四条の六第二号又は第十四条の

	(略)	(略)	(略)
第三十二条第三項	第十九条又は前条第二項	第三十九条第三項において準用する第十九条	(略)
第三十二条第四項	前条第五項	第三十九条第三項において準用する前条第五項	(略)

(顧客口座簿の記載事項)

第十四条の六 (略)

(参加者口座簿の記載事項)

第十四条の七 (略)

(機関口座簿の記載事項)

第十四条の七の二 (略)

(準用規定)

第十四条の九 第九条の規定は、第十四条の六第二号又は第十四条の

七第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用する。

（転換特定社債券について法第三章の規定を準用する場合の読替え）

第十四条の十 転換特定社債券について法第三十九条第一項及び第四項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定中「株式」とあるのは「転換特定社債」と、「会社」とあるのは「特定目的会社」と、「数」とあるのは「券面の総額」と、「預託株券」とあるのは「預託転換特定社債券」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する第十五条第一項」と、「株主」とあるのは「転換特定社債権者」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「実質株主」とあるのは「実質優先出資社員」と、「実質株主名簿」とあるのは「実質優先出資社員名簿」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。ただし、法第二十条第三項、第二十一条第一項及び第四項、第三十一条第二項及び第三項並びに第三十二条第四項中「株式」とあるのは「優先出資」と、法第二十一条第一項及び第三十一条第三項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、法第二十一条第一項及び第二項中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは「転換特定社債券」と、法第三十二条第四項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、法第二十条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものであるときは」とあるのは「転換特定社債券

七第二号に掲げる事項の記載について準用する。

（転換特定社債券について法第三章の規定を準用する場合の読替え）

第十四条の十 転換特定社債券について法第三十九条第一項及び第四項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定中「株式」とあるのは「転換特定社債」と、「会社」とあるのは「特定目的会社」と、「数」とあるのは「券面の総額」と、「預託株券」とあるのは「預託転換特定社債券」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する第十五条第一項」と、「株主」とあるのは「転換特定社債権者」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「実質株主」とあるのは「実質優先出資社員」と、「実質株主名簿」とあるのは「実質優先出資社員名簿」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。ただし、法第二十条第三項、第二十一条第一項及び第四項、第三十一条第二項及び第三項並びに第三十二条第三項中「株式」とあるのは「優先出資」と、法第二十一条第一項及び第三十一条第三項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、法第二十一条第一項及び第二項中「転換株式に係る株券又は転換社債券」とあるのは「転換特定社債券」と、法第三十二条第三項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、法第二十条第一項中「預託株券が転換株式に係るものであるときは」とあるのは「転換特定社債券の

の預託を受けているときは」と、法第二十一条第一項中「株式又は社債」とあるのは「特定社債」と、同条第三項中「株券又は社債券」とあるのは「特定社債券」と、それぞれ読み替えるものとする。

第三十二条第四項	第十九条又は前条第二項	第三十九条第四項において転換特定社債券について準用する前条第二項	(略)	(略)	(略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
			(略)	(略)	(略)			
			(略)	(略)	(略)			
			(略)	(略)	(略)			

預託を受けているときは」と、法第二十一条第一項中「株式又は社債」とあるのは「特定社債」と、同条第三項中「株券又は社債券」とあるのは「特定社債券」と、それぞれ読み替えるものとする。

第三十二条第三項	第十九条又は前条第二項	第三十九条第四項において転換特定社債券について準用する前条第二項	(略)	(略)	(略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
			(略)	(略)	(略)			
			(略)	(略)	(略)			
			(略)	(略)	(略)			

〔顧客口座簿の記載事項又は記録事項〕

第十四条の十一 (略)

〔参加者口座簿の記載事項又は記録事項〕

第十四条の十二 (略)

〔機関口座簿の記載事項又は記録事項〕

第十四条の十二の二 (略)

(準用規定)

第十四条の十四 第九条の規定は、第十四条の十一第二号又は第十四条の十二第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用する。

(新優先出資引受権付特定社債券について法第三章の規定を準用する場合の読替え)

第十四条の十五 新優先出資引受権付特定社債券について法第三十九条第一項及び第四項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定中「株式」とあるのは「新優先出資引受権付特定社債」と、「会社」とあるのは「特定目的会社」と、「数」とあるのは「券面の総額」と、「預託株券」とあるのは「預託新優先出資引受権付特定社債券」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三

〔顧客口座簿の記載事項〕

第十四条の十一 (略)

〔参加者口座簿の記載事項〕

第十四条の十二 (略)

〔機関口座簿の記載事項〕

第十四条の十二の二 (略)

(準用規定)

第十四条の十四 第九条の規定は、第十四条の十一第二号又は第十四条の十二第二号に掲げる事項の記載について準用する。

(新優先出資引受権付特定社債券について法第三章の規定を準用する場合の読替え)

第十四条の十五 新優先出資引受権付特定社債券について法第三十九条第一項及び第四項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定中「株式」とあるのは「新優先出資引受権付特定社債」と、「会社」とあるのは「特定目的会社」と、「数」とあるのは「券面の総額」と、「預託株券」とあるのは「預託新優先出資引受権付特定社債券」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三

十九条第一項において準用する第十五条第一項」と、「株主」とあるのは「特定社債権者」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「実質株主」とあるのは「実質優先出資社員」と、「実質株主名簿」とあるのは「実質優先出資社員名簿」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。ただし、法第二十条第三項、第三十一条第二項から第四項まで及び第三十二条第四項中「株式」とあるのは「優先出資」と、同項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、法第二十条第一項中「預託株式が転換予約権付株式に係るものであるときは」とあるのは「新優先出資引受権付特定社債券の預託を受けているときは」と、「株式の転換の請求」とあるのは「新優先出資引受権付特定社債の新優先出資の引受権の行使」と、それぞれ読み替えるものとする。

	(略)	(略)	(略)
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第二十二條第二号	新株予約権の行使に際して払込むべき額	新優先出資の発行価額	株券 優先出資証券

十九条第一項において準用する第十五条第一項」と、「株主」とあるのは「特定社債権者」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「実質株主」とあるのは「実質優先出資社員」と、「実質株主名簿」とあるのは「実質優先出資社員名簿」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。ただし、法第二十条第三項、第三十一条第二項から第四項まで及び第三十二条第三項中「株式」とあるのは「優先出資」と、法第三十二条第三項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、法第二十条第一項中「預託株式が転換株式に係るものであるときは」とあるのは「新優先出資引受権付特定社債券の預託を受けているときは」と、「株式の転換の請求」とあるのは「新優先出資引受権付特定社債の新優先出資の引受権の行使」と、それぞれ読み替えるものとする。

	(略)	(略)	(略)
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第二十二條	新株の発行価額	新優先出資の発行価額	新株引受権証券、新 新優先出資引受権付特

第三十二条第四	(略)	第三十一条第二項	(略)	
第十九条又は前条第	(略)	第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求又は第二十二条の規定による新株の引受権若しくは新株予約権の行使	(略)	新株予約権の行使をする
第三十九条第四項にお	(略)	第三十九条第四項において新優先出資引受権付特定社債券について準用する第二十条の規定による新優先出資の引受権の行使又は第三十九条第四項において準用する第二十二条の規定による新優先出資の引受権の行使	(略)	新優先出資の引受権の行使をする

第三十二条第三	(略)	第三十一条第二項	(略)	
第十九条又は前条第	(略)	第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求又は第二十二条の規定による新株の引受権の行使	(略)	株引受権証券又は新株引受権付社債券 株券 新株の引受権
第三十九条第四項にお	(略)	第三十九条第四項において新優先出資引受権付特定社債券について準用する第二十条の規定による新優先出資の引受権の行使又は第三十九条第四項において準用する第二十二条の規定による新優先出資の引受権の行使	(略)	定社債券 優先出資証券 新優先出資の引受権

項	二項	<p>いて新優先出資引受権付特定社債券について準用する前条第二項</p>
<p>(顧客口座簿の記載事項又は記録事項) 第十四条の十六 (略)</p>		
<p>(参加者口座簿の記載事項又は記録事項) 第十四条の十七 (略)</p>		
<p>(機関口座簿の記載事項又は記録事項) 第十四条の十七の二 (略)</p>		
<p>(準用規定) 第十四条の十九 第九条の規定は、第十四条の十六第二号又は第十四条の十七第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用する。 (資産の流動化に関する法律に規定する受益証券について法第三章の規定を準用する場合の読替え) 第十四条の二十 (略)</p>		
読み替える法の	読み替えられる字句	読み替える字句
項	二項	<p>いて新優先出資引受権付特定社債券について準用する前条第二項</p>
<p>(顧客口座簿の記載事項) 第十四条の十六 (略)</p>		
<p>(参加者口座簿の記載事項) 第十四条の十七 (略)</p>		
<p>(機関口座簿の記載事項) 第十四条の十七の二 (略)</p>		
<p>(準用規定) 第十四条の十九 第九条の規定は、第十四条の十六第二号又は第十四条の十七第二号に掲げる事項の記載について準用する。 (資産の流動化に関する法律に規定する受益証券について法第三章の規定を準用する場合の読替え) 第十四条の二十 (略)</p>		
読み替える法の	読み替えられる字句	読み替える字句

第三十二条第七項	第三十二条第六項	第三十二条第五項	第三十条第二項	規定
実質株主、株主、保管振替機関及び会社の債権者	定款	前条第五項	商法第二百六十三條第三項 (略)	(略)
実質権利者、受益証券の権利者、代表権利者、受託信託会社等が特定目的信託に係る信託	特定目的信託契約	第三十九条第五項において準用する前条第五項	資産の流動化に関する法律第二百二十二條第三項 (略)	(略)

第三十二条第六項	第三十二条第五項	第三十二条第四項	第三十条第二項	規定
実質株主、株主、保管振替機関及び会社の債権者	定款	前条第五項	商法第二百六十三條第二項 (略)	(略)
実質権利者、受益証券の権利者、代表権利者、受託信託会社等が特定目的信託に係る信託	特定目的信託契約	第三十九条第五項において準用する前条第五項	資産の流動化に関する法律第二百二十二條第三項 (略)	(略)

事務を処理するに当た
つて行つた資金の借入
れに係る債権者、特定
信託管理者及び保管振
替機関

（顧客口座簿の記載事項又は記録事項）

第十四条の二十一（略）

（参加者口座簿の記載事項又は記録事項）

第十四条の二十二（略）

（機関口座簿の記載事項又は記録事項）

第十四条の二十二の二（略）

（準用規定）

第十四条の二十四 第九条の規定は、第十四条の二十一第二号又は第
十四条の二十二第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用す
る。

（投資証券について法第三章の規定を準用する場合の読替え）

第十四条の二十五 投資証券について法第三十九条第一項及び第六項

事務を処理するに当た
つて行つた資金の借入
れに係る債権者、特定
信託管理者及び保管振
替機関

（顧客口座簿の記載事項）

第十四条の二十一（略）

（参加者口座簿の記載事項）

第十四条の二十二（略）

（機関口座簿の記載事項）

第十四条の二十二の二（略）

（準用規定）

第十四条の二十四 第九条の規定は、第十四条の二十一第二号又は第
十四条の二十二第二号に掲げる事項の記載について準用する。

（投資証券について法第三章の規定を準用する場合の読替え）

第十四条の二十五 投資証券について法第三十九条第一項及び第六項

の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定中「株式」とあるのは「投資口」と、「会社」とあるのは「投資法人」と、「株式の種類及び数」とあるのは「投資口の口数」と、「第十四条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する第十四条第一項」と、「預託株券」とあるのは「預託投資証券」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する第十五条第一項」と、「数」とあるのは「口数」と、「株主」とあるのは「投資主」と、「株主名簿」とあるのは「投資主名簿」と、「保管振替機関名義株式」とあるのは「保管振替機関名義投資口」と、「商法第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項」と、「名義書換代理人」とあるのは「名義書換事務受託者」と、「発行済株式の総数」とあるのは「発行済投資口の総口数」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

第三十条第二項	(略)	(略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)	(略)			

の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定中「株式」とあるのは「投資口」と、「会社」とあるのは「投資法人」と、「株式の種類及び数」とあるのは「投資口の口数」と、「第十四条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する第十四条第一項」と、「預託株券」とあるのは「預託投資証券」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する第十五条第一項」と、「数」とあるのは「口数」と、「株主」とあるのは「投資主」と、「株主名簿」とあるのは「投資主名簿」と、「保管振替機関名義株式」とあるのは「保管振替機関名義投資口」と、「商法第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第二項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項」と、「名義書換代理人」とあるのは「名義書換事務受託者」と、「発行済株式の総数」とあるのは「発行済投資口の総口数」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

第三十条第二項	(略)	(略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)	(略)			

第三十二条第四	(略)	第三十一条第一項	
第十九条又は前条第	(略)	(略)	商法第二百六十三條第三項
第三十九条第六項にお	(略)	(略)	投資信託及び投資法人に関する法律第九十九条第一項において準用する商法第二百六十三條第三項
		投資信託及び投資法人に関する法律第八十七条第三項	
		商法第二百十九条第一項及び第二百八十条ノ四第三項(同法第二百八十条ノ二十五第三項及び第二百四十一条ノ十五第三項において準用する場合を含む。)	

第三十二条第三	(略)	第三十一条第一項	
第十九条又は前条第	(略)	(略)	商法第二百六十三條第二項
第三十九条第六項にお	(略)	(略)	投資信託及び投資法人に関する法律第九十九条第一項において準用する商法第二百六十三條第二項
		投資信託及び投資法人に関する法律第八十七条第三項	
		商法第二百十九条第一項及び第二百八十条ノ四第三項(同法第三百四十一条ノ二ノ四第二項(同法第三百四十一条ノ十八において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)	

項	第三十二条第五項	二項	いて準用する第十九条
項	前条第五項		第三十九条第六項において準用する前条第五項
第三十二条第六項	定款		規約

〔顧客口座簿の記載事項又は記録事項〕

第十四条の二十六（略）

〔参加者口座簿の記載事項又は記録事項〕

第十四条の二十七（略）

〔機関口座簿の記載事項又は記録事項〕

第十四条の二十七の二（略）

（準用規定）

第十四条の二十九 第九条の規定は、第十四条の二十六第二号又は第十四条の二十七第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用する。

項	第三十二条第四項	二項	いて準用する第十九条
項	前条第五項		第三十九条第六項において準用する前条第五項
第三十二条第五項	定款		規約

〔顧客口座簿の記載事項〕

第十四条の二十六（略）

〔参加者口座簿の記載事項〕

第十四条の二十七（略）

〔機関口座簿の記載事項〕

第十四条の二十七の二（略）

（準用規定）

第十四条の二十九 第九条の規定は、第十四条の二十六第二号又は第十四条の二十七第二号に掲げる事項の記載について準用する。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券について法第三章の規定を準用する場合の読替え)
 第十四条の三十 (略)

第三十一条第一項	(略)	(略)	第三十条第二項	(略)	読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
			商法第二百六十三条第三項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十五条において準用する商法第二百六十三条第三項	読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十六条第五項において	

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券について法第三章の規定を準用する場合の読替え)
 第十四条の三十 (略)

第三十一条第一項	(略)	(略)	第三十条第二項	(略)	読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
			商法第二百六十三条第二項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十五条において準用する商法第二百六十三条第二項	読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十六条第五項において	

			第二百八十条ノ二十 五第三項及び第三百 四十一条ノ十五第三 項において準用する 場合を含む。)
(略)	(略)	(略)	準用する商法第二百十 九条第一項及び協同組 織金融機関の優先出資 に関する法律第六条第 五項において準用する 商法第二百八十条ノ四 第三項
第三十二条第四 項	第十九条又は前条第 二項	第三十九条第七項にお いて準用する第十九条	
第三十二条第五 項	前条第五項	第三十九条第七項にお いて準用する前条第五 項	

(顧客口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の三十一 (略)

(参加者口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の三十二 (略)

			第三百四十一条ノ二 ノ四第二項(同法第 三百四十一条ノ十八 において準用する場 合を含む。)におい て準用する場合を含 む。)
(略)	(略)	(略)	準用する商法第二百十 九条第一項及び協同組 織金融機関の優先出資 に関する法律第六条第 五項において準用する 商法第二百八十条ノ四 第三項
第三十二条第三 項	第十九条又は前条第 二項	第三十九条第七項にお いて準用する第十九条	
第三十二条第四 項	前条第五項	第三十九条第七項にお いて準用する前条第五 項	

(顧客口座簿の記載事項)

第十四条の三十一 (略)

(参加者口座簿の記載事項)

第十四条の三十二 (略)

〔機関口座簿の記載事項又は記録事項〕

第十四条の三十二の二（略）

（準用規定）

第十四条の三十四 第九条の規定は、第十四条の三十一第二号又は第十四条の三十二第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用する。

（優先出資引受権証書について法第三章の規定を準用する場合の読替え）

第十四条の三十五 優先出資引受権証書について法第三十九条第一項及び第八項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定中「株式」とあるのは「優先出資引受権」と、「会社」とあるのは「協同組織金融機関」と、「数」とあるのは「口数」と、「商号」とあるのは「名称」と、「株式の種類」とあるのは「優先出資引受権の目的たる優先出資の種類」と、「株式の数」とあるのは「優先出資引受権の目的たる優先出資の口数」と、「預託株券」とあるのは「預託優先出資引受権証書」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する第十五条第一項」と、「株主」とあるのは「優先出資者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。ただし、法第十

〔機関口座簿の記載事項〕

第十四条の三十二の二（略）

（準用規定）

第十四条の三十四 第九条の規定は、第十四条の三十一第二号又は第十四条の三十二第二号に掲げる事項の記載について準用する。

（優先出資引受権証書について法第三章の規定を準用する場合の読替え）

第十四条の三十五 優先出資引受権証書について法第三十九条第一項及び第八項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定中「株式」とあるのは「優先出資引受権」と、「会社」とあるのは「協同組織金融機関」と、「数」とあるのは「口数」と、「商号」とあるのは「名称」と、「株式の種類」とあるのは「優先出資引受権の目的たる優先出資の種類」と、「株式の数」とあるのは「優先出資引受権の目的たる優先出資の口数」と、「預託株券」とあるのは「預託優先出資引受権証書」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する第十五条第一項」と、「株主」とあるのは「優先出資者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。ただし、法第十

五条第二項第二号中「株式」とあるのは「優先出資引受権証書」と、法第二十条第三項及び第三十一条第二項中「株式」とあるのは「優先出資」と、法第二十条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものであるときは」とあるのは「優先出資引受権証書の預託を受けているときは」と、「株式の転換の請求」とあるのは「優先出資引受権証書による優先出資の申込み」と、法第二十四条中「株式の種類」とあるのは「優先出資引受権の目的である優先出資の内容」と、それぞれ読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	第二十一条第一号	新株引受権証書及び新株	優先出資引受権証書及び優先出資
			新株の引受権	優先出資引受権	
(略)	(略)	(略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

五条第二項第二号中「株式」とあるのは「優先出資引受権証書」と、法第二十条第三項及び第三十一条第二項中「株式」とあるのは「優先出資」と、法第二十条第一項中「預託株券が転換株式に係るものであるときは」とあるのは「優先出資引受権証書の預託を受けているときは」と、「株式の転換の請求」とあるのは「優先出資引受権証書による優先出資の申込み」と、法第二十四条中「株式の種類」とあるのは「優先出資引受権の目的である優先出資の内容」と、それぞれ読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	第二十一条	新株引受権証書、新株引受権又は新株引受権付社債券及び新株	優先出資引受権証書及び優先出資
			新株の引受権	優先出資引受権	
(略)	(略)	(略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

(顧客口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の三十六 (略)

(参加者口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の三十七 (略)

(機関口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の三十七の二 (略)

(準用規定)

第十四条の三十九 第九条の規定は、第十四条の三十六第二号又は第十四条の三十七第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用する。

(顧客口座簿の記載事項)

第十四条の三十六 (略)

(参加者口座簿の記載事項)

第十四条の三十七 (略)

(機関口座簿の記載事項)

第十四条の三十七の二 (略)

(準用規定)

第十四条の三十九 第九条の規定は、第十四条の三十六第二号又は第十四条の三十七第二号に掲げる事項の記載について準用する。